

耕作放棄地全体調査の実施について

平成 2 2 年 1 1 月

農林水産省

目次

1. 耕作放棄地全体調査とは	1
2. 耕作放棄地全体調査の流れ	2
3. 耕作放棄地の区分	3
4. 耕作放棄地の解消分類	5
5. 耕作放棄地解消計画の策定・農業振興地域制度担当部局との連携	6
6. 報告様式と提出期限等について	7
7. 【図解】耕作放棄地全体調査と利用状況調査の進め方	8
8. 【図解】農地・非農地の判断手続きの流れ	9
9. 【参考】耕作放棄地全体調査関係通知等一覧	10

1. 耕作放棄地全体調査とは

趣旨

耕作放棄地全体調査は、**農地の確保や有効利用に係る取組の一環**として、

- ① 耕作放棄地の荒廃の状況等を把握する**現地調査の実施**
- ② 把握した耕作放棄地についての**解消計画の策定**

を行い、**耕作放棄地解消に向けた取組を推進**するものです。

調査対象地

調査対象

現況が耕作放棄地となっている農地

調査対象外

- ・ 農作物の共済加入農地
- ・ 調整水田等の不作付地※1
- ・ 土地改良通年施行対象農地

農地基本台帳上、既に森林・原野化している土地に区分されているもの※2

採草放牧地

※1 ただし、営農再開に一定以上の労力と費用をかけて再生作業等を行う必要がある自己保全管理水田等で、耕作放棄地再生利用緊急対策を活用する水田は調査の対象とする。

※2 「市町村及び農業委員会における耕作放棄地面積の管理について」(平成18年1月6日付け17農振第1477号経営局構造改善課長・農村振興局企画部地域計画官連名通知)に基づき、農地基本台帳に「×」印等が記された記録があるもの

実施時期・体制

- ◆ 調査時期
基本的に毎年度、8月～11月
- ◆ 調査の実施
市町村・農業委員会
- ◆ 調査の応援
土地改良区役職員・総代
農業協同組合職員
農業共済組合の損害評価員
- ◆ 情報提供等の協力
国・都道府県（全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携）

参考として以下に地区ごとの実施体制表を示します。

耕作放棄地の現地調査の実施体制表

都道府県	市町村名
------	------

実施体制			
市町村担当課長名	農業委員会代表者名	都道府県職員名	農政事務所職員名

担当地区	担当農業委員	担当市町村(農業委員会)職員	調査協力者		調査応援者	調査対象筆数	
			都道府県職員	農政事務所職員		筆数(筆)	面積(m ²)
A地区	□□ □□ □□ □□	△△ 補佐			損害評価員 ○○ ○○		
B地区	□□ □□	△△ 主査			損害評価員 ○○ ○○ 土地改良区 ○○ ○○		
C地区	□□ □□ □□ □□	△△ 係長			損害評価員 ○○ ○○ JA ○○ ○○		

2. 耕作放棄地全体調査の流れ

① 耕作放棄地の現地確認

まず、耕作放棄地の現状につき目視による確認を行います。確認時に必要な持ち物の例を以下に示します。

- ◆ 調査対象農地の位置が分かる地図
前年度の耕作放棄地全体調査で作成した図面
市販の住宅地図 等
- ◆ 現地確認時に農地の地番が分かる図面
市町村所有の農地情報図、国土調査地積図
ほ場整備後の確定測量図、水土里情報図
市販の住宅地図、公図 等
- ◆ 鉛筆・マーカー（緑・黄・赤）
- ◆ 耕作放棄地全体調査要領・本手引き

② 耕作放棄地の区分

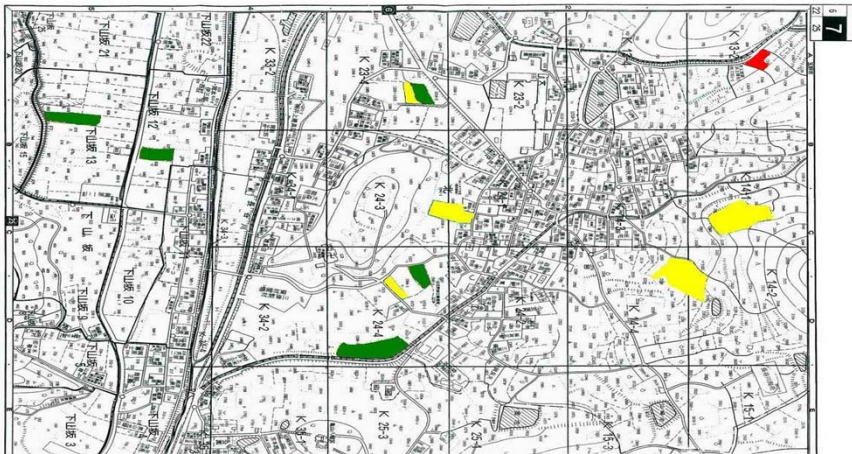
過年度又は新規に把握した耕作放棄地の荒廃状況に応じて、一筆ごとに以下のとおり区分します。

- ◆ 人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地【緑】
- ◆ 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地【黄】
- ◆ 森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農地に該当しないと判断した土地【赤】
→判断するに至っていない土地【赤(判断未了)】

(注意) 過年度の調査で非農地に区分された土地の再区分は必要ありません。

③ 地図への記載

調査図面等に把握した耕作放棄地一筆ごとの区分を記載します。



④ 調査結果の取りまとめ

- ① 当該年度の現地調査の結果を耕作放棄地全体調査表に整理します*。
※ 後に経過が分かるようにするため、耕作放棄が解消された農地を耕作放棄地全体調査表から削除しないようにしてください。
- ② 整理した耕作放棄地全体調査表を基に各種集計表を作成します。
- ③ 当該年度の調査結果を踏まえた耕作放棄地解消計画を策定します。

3. 耕作放棄地の区分

調査においては、荒廃した耕作放棄地の状況に応じて、一筆ごとに区分を行いますが、その考え方は、以下のとおりです。

人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地【緑】



人力で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能



農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能

具体的な考え方

人力(草刈機)・農業用機械(プラウ・ハロー等)で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地



プラウ ハロー バックホウ

注) 集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地は、特に、その復元を図ることが必要です。



←集団的にまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地(人力や農業用機械により復旧可能なもの)

草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備(区画整理、暗きょ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用すべき土地【黄】



区画が狭小なことから、区画整理等が必要



排水条件が悪いことから、暗きょ排水等の整備が必要

具体的な考え方

草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備(区画整理、暗きょ排水、客土、農道整備、重機を用いた整地等)を実施して農業利用すべき土地

注) 集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地は、特に、その復元を図ることが必要です。



←集団的にまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地(基盤整備により復旧可能なもの)

森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知)の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと

→判断した土地【非農地】【赤】

→判断するに至っていない土地【非農地(判断未了)】【赤(判断未了)】

具 体 的 な 考 え 方

非農地とは、農業委員会が「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知)の第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地です。

◆ 具体例

① 土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの

(例) 森林化や原野化(表土が流出し岩石が露出している等)による農地の荒廃化が著しく、開墾に匹敵するような条件整備※を行わなければ、対象地を農地として利用できない場合

※ 「開墾に匹敵するような条件整備」とは、伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成(田)、畦築立(田)、客土、土壌改良等を総合的に実施する必要がある場合。整備の内容が伐採や抜根のみの場合は該当しません。

② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの

(例) 周囲の土地(山林等)からの直接的な影響(雑木の根、種子、土砂、水等の浸入等の自然的障害、日照等の気象的な障害等の悪影響)により、農地としての維持や継続的利用が困難な場合

注)上記①②には、

・ 集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地は含まれません。

・ 農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されている土地は含まれません。

◆ 注 意

① 非農地(赤)に区分された土地のうち、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する土地については、市町村は、「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について(平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知)に基づき農用地区域に残置する土地とそれ以外について区分するとともに、残置とした理由について整理してください。

② 非農地(赤)(判断未了)に区分された土地については、次年度の調査において速やかに緑・黄・赤に区分してください。



①の例:原野化し、表土が流出し岩石が露出



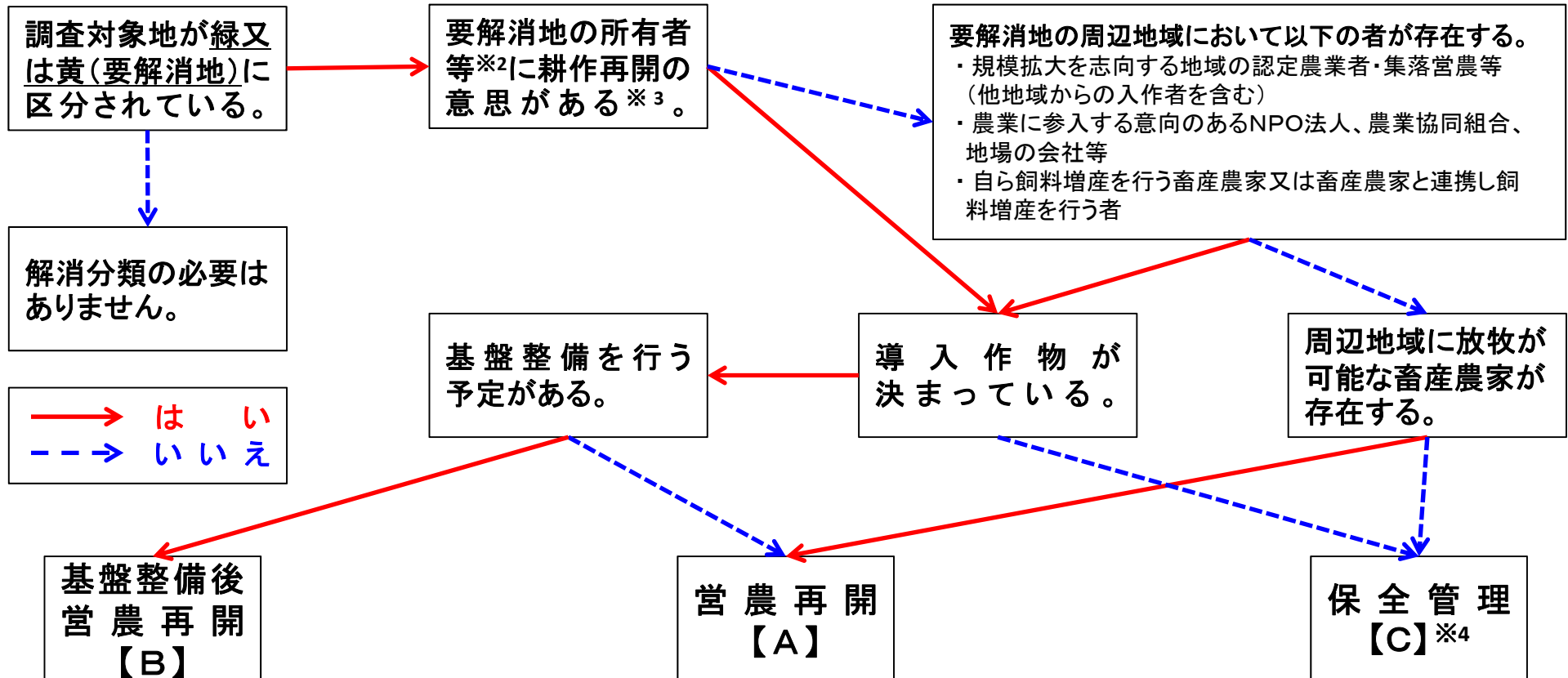
①の例:耕作を再開するためには、開墾に匹敵する整備を行う必要があるもの



②の例:周囲の状況から復元しても再び森林原野化するおそれがあるもの

4. 耕作放棄地の解消分類

市町村・農業委員会は、把握した耕作放棄地について**解消分類を行います※1**が、その考え方は以下のとおりです。



備考

※1 解消分類を行うに当たっては、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)第5に規定する地域協議会等の耕作放棄地対策を推進する組織から意見を求めることが望ましい。

※2 所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がいる場合には、その者を指します。

※3 「農地法第30条第3項の規定に基づく指導」や「同法第33条第1項の規定に基づく農業上の利用に関する計画」の内容等、**要解消地の所有者等の耕作の再開についての意向や考え方等を踏まえて判断**してください。

※4 保全管理は当分の間の措置です。市町村・農業委員会の指導等により「基盤整備を行う予定がある」の段階に至った場合は、「営農再開」又は「基盤整備後営農再開」に分類してください。

5. 耕作放棄地解消計画の策定・農業振興地域制度担当部局との連携

○ 耕作放棄地解消計画の策定

市町村は、計画的な耕作放棄地解消のための基礎資料とするため、地域協議会等の協力を得て解消分類を踏まえた**耕作放棄地解消計画を策定**してください。

◆ 注意

- ① 農用区域は、農業に関する公共投資その他の農業振興施策が計画的かつ集中的に実施される農業上重要な区域であるため、**解消計画の策定に当たっては、農用区域内における要解消地の解消を優先**してください。
- ② **農用区域外の要解消地のうち、計画的かつ集中的に農業振興施策を実施すべき要解消地については、農用区域への編入を促進**してください。

◆ 解消計画の内容

解消計画には次の事項を記載してください。

- 市町村名、地区名(大字名)
- 耕作放棄地面積
- 農地法に基づく指導内容等
- 解消分類(営農再開【A】・基盤整備後営農再開【B】・保全管理【C】)
- 解消主体
- 解消内容(作付け作物等)
- 解消に向けた実施計画(各年度の実施内容、活用事業)

○ 農業振興地域制度担当部局との連携

本調査の結果は、農業振興地域の整備に関する法律第5条の2（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等）に基づき、農林水産大臣が求めることとなる資料等に活用されることとなるため、**調査の実施、とりまとめ、報告等において、市町村の農業振興地域制度担当部局と連携を図**ってください。

また、**国・都道府県においても農業振興地域制度担当部局と連携を図**ってください。

6. 報告様式と提出期限等について

耕作放棄地全体調査要領における報告内容は以下の表のとおりです。
 なお、集計表については、
「当該調査年度までの累計面積」と「当該調査年度に新規に把握した面積」のそれぞれについて
 提出してください。

報告項目	報告様式	主体	提出期限
「緑」、「黄」面積	市町村要解消地集計表(別紙2(「累計」、「新規」))	市町村→都道府県	市 町 村 (1 月 15 日) 都 道 府 県 (1 月 末 日)
	都道府県要解消地集計表(別紙4(「累計」、「新規」))	都道府県→農政局等	
「赤」、「赤(判断未了)」筆数・面積	市町村非農地・非農地(判断未了)集計表 (別紙3(「累計」、「新規」))	市町村→都道府県	
	都道府県非農地・非農地(判断未了)集計表 (別紙5(「累計」、「新規」))	都道府県→農政局等	
解消分類(A、B、C)面積	市町村耕作放棄地解消分類集計表(別紙6(「累計」、「新規」))	市町村→都道府県	
	都道府県耕作放棄地解消分類集計表(別紙7(「累計」、「新規」))	都道府県→農政局等	
解消確認面積	市町村耕作放棄地解消確認集計表(別紙8(「累計」、「新規」))	市町村→都道府県	
	都道府県耕作放棄地解消確認集計表(別紙9(「累計」、「新規」))	都道府県→農政局等	
解消計画	耕作放棄地解消計画(別紙10)	都道府県→農政局等	

7. 【図解】耕作放棄地全体調査と利用状況調査の進め方

耕作放棄地全体調査

市町村・農業委員会が、市町村内の現況が耕作放棄地となっている農地を対象にその状況等を把握する調査

(耕作放棄地全体調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知))

利用状況調査

農業委員会が、毎年1回、管内の農地の利用状況を調査

(農地法第30条第1項)

両調査は、調査手法や内容が密接に関連していることから、両調査の効率的かつ効果的な実施を図る観点より、双方の調査で得た情報を活用する等、連携に努めるものとする。

現況が荒廃した耕作放棄地となっている農地

【森林・原野化等しているもの】

【基盤整備により営農再開可】

【簡易な作業で営農再開可】

に区分し、「各集計表」に整理

「農地」に該当するか否かの判断
(農業委員会)

非農地
(赤判断済)

農地
(緑、黄)

農用地区域に残置するか否かの判断
(市町村)

農用地区域外

農用地区域

「A」: 営農再開
「B」: 基盤整備後営農再開
「C」: 保全管理
に分類

耕作放棄地解消計画を策定・推進

営農再開に向けた活動
(耕作放棄地再生利用交付金、農山漁村活性化プロジェクト交付金等)

すべての農地

【遊休農地】
(第1号農地)

(第2号農地)

【農地】

を目視により確認し「農地基本台帳」に整理

所有者等に対して、農地を有効利用(自ら耕作するか、誰かに貸し付けるか等)するよう指導(農地法第30条第3項)

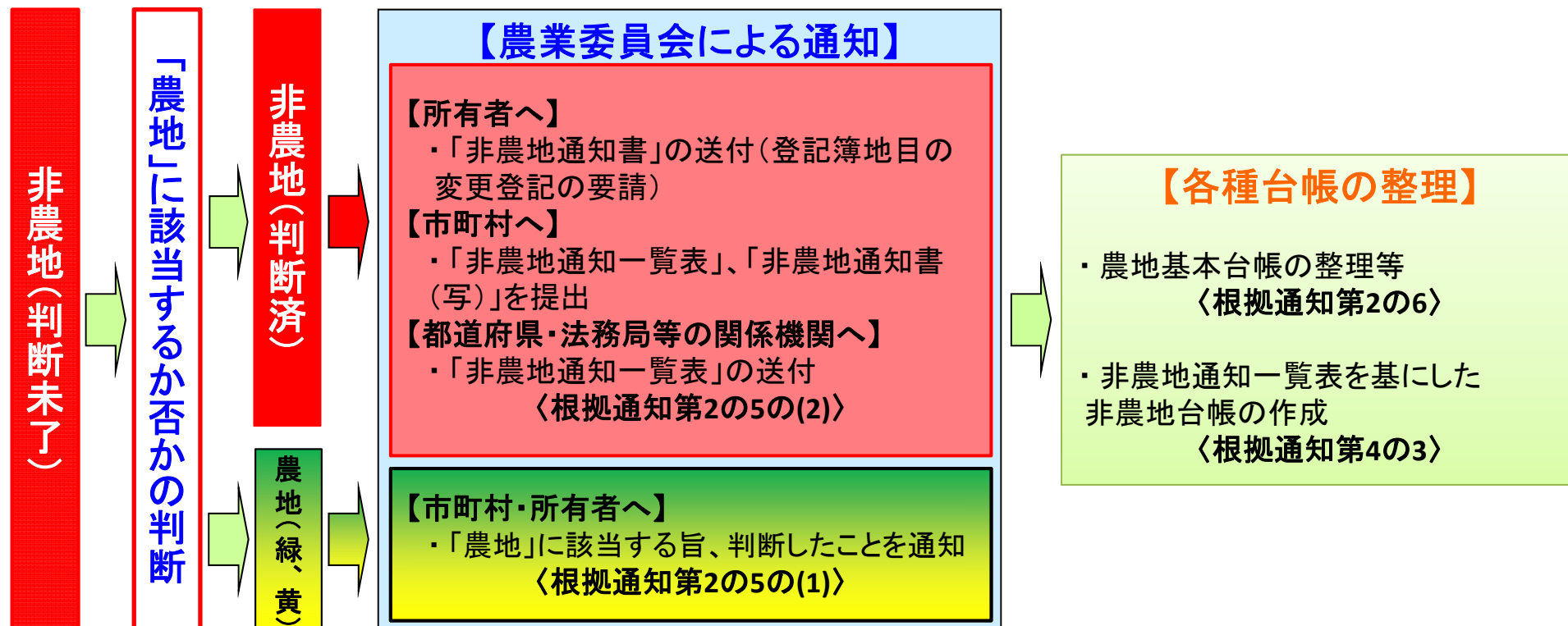
所有者等に対して、遊休農地である旨を通知(農地法第32条)

所有者等が遊休農地の農業上の利用に関する計画を届出(農地法第33条第1項)

所有者等の意向
(判断要素)

耕作放棄地の解消

8. 【図解】農地・非農地の判断手続きの流れ



「農地」に該当するか否かの判断について

- ◆ **根拠通知** 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について
(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知)

◆ 判断の流れ

- ① **市町村**→**農業委員会**
:判断の依頼
- ② **農業委員会**→所有者(賃借人等含む)
:判断の事前通知
- ③ **農業委員会**:対象地の現況確認※
※ 判断基準の②に該当:農業委員3人以上
その他:農業委員1人以上を含む複数の者
- ④ **農業委員会総会(又は農地部会)**
:「農地」に該当するか否かの議決判断

◆ 根拠通知第3の判断基準※

人力又は農業用機械では耕起、整地できない土地であって、条件整備が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは「農地」に該当しません。これ以外のものは「農地」に該当します。

- ① その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地
- ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地
※ 所有者から非農地証明書の交付申請があったときの判断基準も同じ。

注意:対象地が農地法第4条第1項、第5条第1項の規定・許可に付された条件に違反すると認められる場合は判断を行わないでください(第4の2参照)。

9. 【参考】耕作放棄地全体調査関係通知等一覧

- 耕作放棄地全体調査要領(最終改正 平成22年9月16日)
(平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知)
- 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について
(平成20年4月15日付け19経営第7907号経営局長通知)
- 「非農地」と決定された土地に関し農用地区域に残置するか否かの判断基準について
(平成20年4月15日付け19農振第2127号農村振興局長通知)
- 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(最終改正 平成22年4月1日)
(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)
- 本手引き(耕作放棄地全体調査の実施について)
(平成22年11月)
- 耕作放棄地全体調査質疑応答集
(平成22年11月)
- 農村振興局 「耕作放棄地対策の推進」ホームページ
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>